超旅行保険トラベル365

ジェイアイの

旅行総合保険

2011年9月
改 訂 版

TRAVEL
INSURANCE

引受保険会社

楽しい海外旅行、でもちょっと待って!!

30人に1人[※]が海外で なんらかの事故・病気に遭遇

※2010年度弊社実績

海外での事故は増加傾向にあり、万一の備えが大切です!

クレジットカードにセットされている保険の補償内容をご存知ですか?

Μзґ Ўґэ ,Дς І ЎґάϤνКщ Ȁφ ẘ o
Ẍ ' ī υ Ϥ Σ ϥρϚυẘϖζ ꞁ ♀ ɑυ
Ϥ ΣρΚϚυΣ ⁎ ξ ű '
¡ ɟ ξ υ Ы φī ϥρʌ ‴ Σ Φ ʸÏ υ Ϥ ϥ ξ φ
Тρ æΣ ■Щϖű '

ϖζ ʸĩ ɣ ρπς ɑḥΣΡΡщẚξυẚΏ ᴀ υ ϤƑ ʸ
Лυ` Ρ ℈ υ` ϖξŸ ű ξ Ϥή ρΨϤχρ℈ρΚʌ ‴ ΣΘЩϖű '

〈一般的なカードにセットされている保険の補償内容〉

		ゴールドAカード	一般Bカード
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	2,000万円
	治療費用	200万円	100万円
疾病	死亡	0円	0円
	治療費用	200万円	100万円
個人賠償責任		3,000万円	2,000万円
救援者費用		200万円	100万円
携行品損害		50万円	20万円

補償がない!!
補償が低額!!

超旅行保険トラベル365は、海外に加え国内も補償!! 1年間に何度も旅行する方向けの旅行保険です。

⚠ 重要1

①保険期間中に開始した旅行期間（責任期間）で、海外旅行は**1回の旅行につき出発日より31日を限度**とし、国内旅行（※）は**1回の旅行につき出発日より7日を限度**に何回でも自動的に補償します。
（※）重要3をご確認ください。

②駐在・留学など31日を超える旅行期間のお客様は「海外旅行保険」にてご契約ください。

こんなとき、Jiの旅行総合保険

詳しくは「ご契約いただく旅行総合保険の概要」にてご確認ください。

傷害補償 （国内・海外旅行中）

責任期間中に発生した事故によりケガで医師の治療を受けられた場合や、死亡された場合、死亡・後遺障害補償、傷害治療費用補償まで幅広く補償

救援者費用補償 （国内・海外旅行中）

責任期間中のケガや病気により3日以上入院したり、事故により遭難した際にご家族の方に現地に来てもらう場合

(注)国内旅行の場合、病気が原因となる場合についてはお支払いの対象にはなりません。

疾病補償 （海外旅行中のみ）

責任期間中に発病した病気により医師の治療・手術を受けられた場合や、死亡された場合

(注)①国内旅行中の病気は対象になりません。
②旅行出発前に発病した病気による治療費のお支払いはできません。
③他覚症状のない、むちうち症・腰痛、妊娠・出産および歯科疾病等は対象になりません。

携行品損害補償 （国内・海外旅行中）

責任期間中にスーツケースなどの携行品（身の回り品）を盗まれたり、事故で壊れてしまった場合

個人賠償責任補償 （国内・海外旅行中）

責任期間中に誤ってお店の商品を壊してしまったり、ホテルの客室を水浸しにしてしまうなどして法律上の損害賠償責任を負った場合

旅行中の事故による緊急費用 （海外旅行中のみ）

責任期間中の予期せぬ偶然な事故で、交通費、ホテル代、国際電話料、渡航手続費、旅行サービスの取消料などが生じた場合

(注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

旅行中以外でも補償します。

交通事故傷害補償

交通事故で身体に被った傷害により死亡された場合、または後遺障害が生じた場合
（216、260、261タイプにはセットされていません。）

旅行外の個人賠償責任補償

日常生活上の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
（216、260タイプにはセットされていません。）

お客様が渡航先でお困りになったり トラブルに巻き込まれた時に、一番必要なのは現地における プロフェッショナルなサービスです

業界No.1（注）

Jiデスク

海外主要55都市をカバーするJiデスクでの現地トラブル対応!

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付いたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

- トラブル時の各種ご相談受付
- パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の手続きのご案内
- 医師・病院の案内・予約
- 病院等への支払い保証
- 通訳の手配

- 移送機関の手配
- ご家族への連絡

- 救援者の渡航・ホテルの手配

- 捜索・救援機関の紹介・手配

(注) 2011年10月現在における主要各保険会社のガイドブックまたはホームページで表記されている海外旅行保険加入のお客様用日本語対応デスク数の比較による。

設置都市は裏面をご参照ください。

キャッシュレス治療

海外300ヵ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語の話せる医師、スタッフがいる病院を中心に海外300ヵ所超にJi提携病院を設置しております。
②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。

緊急メディカルサービス

渡航先で、万一、重症になった場合に!

万一渡航先で重症となり、緊急手術が必要な場合や日本までの医療搬送が必要になるような場合も、病院の手配からご自宅への医療搬送まで対応いたしますので安心です。

スーツケース 引取り・修理・お届けサービス

送料負担がありません! 煩わしさから解消!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがいます。修理会社に持参するお手間もかかりません。提携する修理会社での修理後は、宅配業者からご自宅にお届けいたします。

携行品損害は、新価[※]でお支払い

お支払項目別事故発生状況（2010年度）

- 旅行変更 1.2%
- 賠償責任 1.4%
- 旅行事故緊急 18.3%
- 携行品 35.2%
- 治療・救援 41.0%
- その他 2.9%

携行品損害の2010年度弊社事故発生件数は全体の35.2%を占めます。
一般的な海外旅行（傷害）保険、カード保険では、時価額（減価償却）にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。
（注）修繕可能で修繕費がそれを下回る場合を除きます。 ※同等のものを新たに購入するのに必要な金額

HgBЄΜξφʸḤ υẚʌςϠ ήζ ĩςℨщ ḤÈ ,ΟЄɤŸ ắάβνΚζηΤϖű '

主要都市に日本語対応のJiデスクが設置されているから安心!（2011年10月現在）

海外主要55都市をカバー

アジア・グアム・サイパンのJiデスク

アメリカ・ハワイ・オセアニアのJiデスク

ヨーロッパ・アフリカのJiデスク

上記は2011年10月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

⚠重要2 タイプのご選択・ご契約にあたって

①保険始期日（保険期間初日）時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めいたします。
②被保険者（保険の対象となる方）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください）等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。（1,000万円までのタイプは216・260タイプになります。）
●保険始期日（保険期間初日）時点で15歳未満の場合。
●保険始期日（保険期間初日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なる契約）。
③この保険における被保険者（保険の対象となる方）とは、本人（保険証券の本人欄に記載の者）のほか、「夫婦用プラン」では保険証券に記載の本人の配偶者（新婚旅行後に婚姻を行なう方を含みます。）の方をいいます。
④当保険は保険始期日（保険期間初日）時点で80歳以下の方を対象としております。（継続時を含みます。）
⑤ご夫婦用プランはご夫婦とも共通のタイプでのご加入になります。1,000万円超のプランをご希望の場合は、ご契約者と異なる被保険者（保険の対象となる方）の方の同意書名を申込書所定欄にお願いいたします。
⑥保険期間（補償の対象となる期間）は保険始期日の午前0時から始まるため、ご契約は遅くとも出発の前日までにお申込みください。出発当日のお申込みはお引受けできません。保険証券がお手元に届くまで1週間位かかりますので、お早目にお手続きしていただくことをお勧めいたします。
⑦ご契約の際は、「ご契約いただく旅行総合保険の概要」にてご確認ください。

旅行総合保険 ご契約タイプ一覧表

個人用プラン

補償の範囲 海外旅行中	補償の範囲 国内旅行中	保険金額（ご契約金額）	ご契約タイプ	216	223	224	225
○	○	傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	4,800万円	5,953万円
○	○	傷害	治療費用	600万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
○	×	疾病	治療費用	600万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
○	×	疾病	死亡	599万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
○	○		個人賠償責任（自己負担額0円）	1億円	1億円	1億円	1億円
○	※1 ○		救援者費用※1	300万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
○	○		携行品損害（自己負担額0円）	30万円	30万円	100万円	100万円
○	×		旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円
※2 ○	※2 ○		交通事故傷害（死亡・後遺障害）※2	―――	930万円	963万円	1,000万円
※3			旅行外の個人賠償責任（自己負担額0円）	―――	1億円	1億円	1億円
○	×		旅行変更費用※4	―――	―――	―――	200万円
年間合計保険料				20,000円	30,000円	50,000円	60,000円

夫婦用プラン

ご夫婦別々の旅行でも補償いたします。 ＊被保険者1名あたりの補償内容です。

補償の範囲 海外旅行中	補償の範囲 国内旅行中	保険金額（ご契約金額）	ご契約タイプ	260	261	262	263	264
○	○	傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	4,000万円	5,000万円	7,000万円
○	○	傷害	治療費用	500万円	500万円	700万円	2,000万円	2,000万円
○	×	疾病	治療費用	500万円	500万円	700万円	2,000万円	2,000万円
○	×	疾病	死亡	645万円	498万円	700万円	1,000万円	1,000万円
○	○		個人賠償責任（自己負担額0円）	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
○	※1 ○		救援者費用※1	500万円	400万円	700万円	1,000万円	1,000万円
○	○		携行品損害（自己負担額0円）	10万円	20万円	30万円	30万円	60万円
○	×		旅行事故緊急費用	3万円	5万円	5万円	5万円	5万円
※2 ○	※2 ○		交通事故傷害（死亡・後遺障害）※2	―――	―――	587万円	737万円	993万円
※3			旅行外の個人賠償責任（自己負担額0円）	―――	500万円	1億円	1億円	1億円
年間合計保険料				30,000円	40,000円	60,000円	70,000円	90,000円

※1：国内旅行では、病気が原因となる場合はお支払いの対象とはなりません。※2：旅行中・外を問わず補償 ※3：旅行期間外を補償 ※4：旅行変更費用は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を中途で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。出国前に旅行を取り消したときの費用などはお支払いの対象となりません。

■ご注意
・上表ご契約タイプには「救援者費用等追加補償特約（保険金額300万円）」がセットされております。
・携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（親族間の直接借り入れた携行品を含む）かつ携行する身の回り品になります。
・お支払い項目（補償項目）によっては、ご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

⚠重要3 ご契約にあたってのご注意

■海外・国内旅行共通
ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ、航空機の操縦等を行なっている間に被った傷害およびその傷害が原因で発生した費用については、保険金をお支払いいたしません。

■海外旅行中を補償する場合
①保険期間は1年です。保険期間中に開始した旅行期間（旅行の目的を持って住居を出発した時から、住居に帰着するまでの間）中で、1回の旅行につき、旅行を開始した日からその日を含めて31日間までに生じた事故が補償の対象となります。保険期間中であれば何度でも旅行における事故や病気を補償します。ただし、保険終期を超える海外旅行の場合は保険終期日を海外旅行期間末日とみなします。（ご契約が保険終期において更改・継続される場合には責任期間は継続されます。ただし通算して31日間を補償の限度とします。）
②海外旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。

■国内旅行中を補償する場合
①保険期間は1年です。保険期間中に開始した旅行期間（旅行の目的を持って住居を出発した時から、住居に帰着するまでの間）中で、1回の旅行につき、旅行を開始した日からその日を含めて7日間までに生じた事故が補償の対象となります。保険期間中であれば何度でも旅行における事故を補償します。ただし、保険終期を超える国内旅行の場合は保険終期日を国内旅行期間末日とみなします。
（ご契約が保険終期において更改・継続される場合には責任期間は継続されます。ただし通算して7日間を補償の限度とします。）
②国内旅行中の病気はいかなる場合もお支払いの対象とはなりません。

■国内旅行についてのご注意
国内旅行の補償対象となる旅行は、「旅行会社が企画、手配した宿泊を伴う旅行」または「被保険者が宿泊施設に予約した宿泊を伴う旅行」をいいます。

補償の対象となる国内旅行の例	補償の対象とならない国内旅行の例
・旅行会社が企画、手配した宿泊を伴う旅行 ・被保険者が宿泊施設に予約した宿泊を伴う旅行 など	・日帰り旅行 ・旅行会社の手配や、宿泊施設の予約を行なわない旅行の場合 ・実家への帰省・友人宅への宿泊の場合 など

■保険金請求の状況等によっては、次年度の継続をお断りすることがあります。

次年度のご契約は便利な自動継続をおすすめします。

申込書にセットされている預金口座振替申込書に必要事項をご記入ください。次年度以降のご継続につきましては、保険契約の満了する日より3か月前の日までに保険会社または保険契約者のいずれか一方により書面で別段の意思表示がない限り、満了する日の内容と同一の内容で継続されます。以降、毎年自動継続されます。

1. 次年度のご契約の保険料のお支払いについて
保険料は、保険契約者が指定した預金口座より保険契約が満了する日の属する月の前々月26日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に自動で振替えさせていただきます。
2. 保険料が振替不能となった場合
保険料が振替できなかった場合は、翌月に再び振替請求させていただきます。なお、所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

ご契約いただく旅行総合保険の概要

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡	海外・国内を問わず責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転している間の事故 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 2.原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
傷害	後遺障害	海外・国内を問わず責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
傷害	治療費用	海外・国内を問わず責任期間*中の事故によるケガ*が原因で医師の治療を受けられた場合（義手、義足の修理を含みます。）	1回のケガ、病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次の金額をお支払いします。（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）また、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。 ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用（疾病治療費用に限ります。） ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。	
疾病	治療費用	①「海外旅行の責任期間*中に発病した病気」または「海外旅行の責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②海外旅行の責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合		上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑤、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、 ・被保険者が被ったケガによる病気 ・歯科疾病 ・山岳登はん（ピッケル等使用するものを言います。）中の高山病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。 など

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 死亡	次のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ①海外旅行の責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「海外旅行の責任期間*中に発病した病気」または「海外旅行の責任期間*終了後72時間以内に発病した病気(その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。)」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。) ③海外旅行の責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合		前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑤、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・被保険者が被ったケガによる病気 ・歯科疾病 ・山岳登はん(ピッケル等使用するものをいいます。)中の高山病 など
個人賠償責任	海外・国内を問わず責任期間*中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のもの(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任…(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
	(※)次のものに対する損害賠償責任に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「受託物に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。) ・海外旅行の責任期間*中の居住施設内の部屋、部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。) ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品		
救援者費用 〔救援者費用等追加補償特約セット〕	被保険者が次の(1)(2)に該当した場合 (1)海外・国内を問わず ①責任期間*中の事故によるケガ*がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合 ③責任期間*中に被った急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 (2)海外旅行の場合 ①責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ②責任期間*中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院(妊娠、出産、早産、流産による病気または歯科疾病は含みません。)された場合(責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。) ③責任期間*中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ④責任期間*中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。(保険金額300万円超の場合「保険金をお支払いする場合」の(2)④は300万円上限) ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃(救援者3名分まで) ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。) ⑤遺体の処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費(合計20万円まで、傷害治療費用または疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。)	前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①[※1]、②[※1]、③[※2]、④[※3]、⑤、⑥[※3]、⑦、⑧、⑩により生じた事故および2.に該当する場合に同じ ※1 海外旅行の責任期間*中に自殺行為によりその行為の日からその日を含め180日以内に死亡された場合は保険金をお支払いします。 ※2 海外旅行の責任期間*中に 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は保険金をお支払いします。 ※3 海外旅行の責任期間*中に生じた事由による場合は保険金をお支払いします。 注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救援者費用のお支払いはできません。 など
携行品損害	海外・国内を問わず責任期間*中に携行品(※)(カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ※被保険者が所有(被保険者の親族から保険契約者または被保険者が直接借り入れたものを含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次のものは対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動を行っている間のその運動のための用具等、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物など ・被保険者が携行していないもの(被保険者の居住施設内にあるものや別送中のもの等)	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます(修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。)。 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・被保険者または身の回り品の所有者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。) ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ・保険の対象である液体の流失 ・置き忘れ、紛失 など なお、被保険者の親族以外の者から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は上記個人賠償責任で保険金をお支払いすることができます。
旅行事故緊急費用	海外旅行の責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(※2)をお支払いします(※3)。 ※1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生が証明されるものに限ります。 ※2 ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当と認められる金額とします(他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b.搭乗した航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 ※3 上記※2の①から⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が責任期間*中の限度となります(ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が責任期間*中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍が責任期間*中の限度となります。		前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②、③、⑦～⑩により生じた費用および2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ・歯科疾病 ・地震・噴火、これらによる津波 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休 など
交通事故傷害	海外・国内を問わず次のいずれかの事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ①運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(積載物を含みます。)と衝突、接触した事故 ②被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗中の事故 ③被保険者が乗客として改札口のある交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側をいいます。)にいる間の事故 ④被保険者が道路通行中の、次のいずれかによる事故 ・建造物・工作物等の倒壊またはそれらのものからの落下 ・崖崩れ、岩石等の落下 ・火災または破裂・爆発 ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触 ⑤建物火災 ※「交通乗用具」とは自動車、オートバイ、自転車、電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター等をいいます。	(死亡保険金) 交通事故傷害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (後遺障害保険金) 後遺障害の程度に応じて、交通事故傷害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注 死亡保険金と、後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は交通事故傷害保険金をもって保険期間(保険のご契約期間中)の支払いの限度とします。	前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①～⑨および2に該当する場合に加え ・地震・噴火、これらによる津波 ・職務または実習中のため船舶に搭乗中のケガ ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦中または当該航空機に職務として搭乗中のケガ ・グライダー・飛行船・超軽量動力機・ジャイロプレーン搭乗中のケガ ・職務として交通乗用具への荷物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中、および交通乗用具の修理・点検・整備・清掃中に生じたケガ など
旅行外の個人賠償責任	海外・国内を問わず責任期間*中以外(国内旅行補償対象外特約がセットされているときは海外旅行の責任期間*中以外)において、日常生活上の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、旅行外個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	前記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・受託物に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

ご契約いただくタイプによっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行変更費用	海外旅行の責任期間*中に次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中途で取りやめ帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の3親等内の親族が死亡された場合または危篤となった場合 ②被保険者等がケガ*や病気で入院された場合または、被保険者等の配偶者もしくは被保険者等の2親等内の親族がケガ*や病気で14日以上継続して入院された場合（14日経過以前に死亡された場合を含みます。） ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合 ·地震、噴火またはこれらによる津波 ·戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ·利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ·渡航先に対する日本国政府の退避勧告または渡航延期の推奨の発出 ⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合	保険契約者、被保険者またはこれらの法定相続人が負担した次の費用を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします（旅行が企画旅行の場合は下記1. または3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2. または3. のいずれか高い額をお支払いします。）。 1.次の算式により算出した額 旅行変更費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい額 × 中途帰国した日以後の日数 / 旅行日程の日数 注 旅行代金について払い戻しが受けられる場合は、旅行代金より払い戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2.次の費用 ①中途帰国したことにより取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用(出国後3か月以内に提供を受けるものに限ります。) ②渡航手続費として支払った費用 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、中途帰国した後に使用できるものに対する費用も除きます。 3.次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ·航空券等（その利用日が出国後3か月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ·旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①被保険者の航空運賃等交通費 ②被保険者の宿泊施設等客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 注 中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃、傷害治療費用、疾病治療費用により支払われる額を控除します。）	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①～⑤に該当した場合 ·保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ·けんかや自殺·犯罪行為 ·被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転している間の事故 ·戦争、革命などの事変 ·日本国内における地震·噴火、これらによる津波 ·核燃料物質による事故または放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記「保険金をお支払いする場合」の②が生じた場合 ③保険料領収前または契約日前に、左記「保険金をお支払いする場合」の①～⑨に該当していた場合またはその原因（死亡·危篤·入院等の原因となったケガの発生、病気の発病または隔離の原因となった感染症の発病をいいます。）が生じていた場合 ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、興行、試運転によって左記「保険金をお支払いする場合」の①、②が生じた場合 など

*印の用語のご説明

●「責任期間」とは保険期間中に開始した旅行期間（旅行の目的をもって住居を出発した時から、住居に帰着するまでの間）中で、
① 海外旅行：1回の旅行につき、旅行を開始した日からその日を含めて31日間※1を限度とします。
② 国内旅行※2：1回の旅行につき、旅行を開始した日からその日を含めて7日間※1を限度とします。
※1 旅行期間が保険期間末日の午後4時以降も継続している場合の責任期間の終期は、保険期間末日の午後12時までとなります。ただし、保険契約を継続する場合は責任期間も継続されます。
※2 国内旅行の補償対象となる旅行は、「旅行会社が企画、手配した宿泊を伴う旅行」または「被保険者が宿泊施設に予約した宿泊を伴う旅行」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア·コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

お申込みにあたって

このパンフレット旅行総合保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは旅行総合保険のしおり（旅行総合保険普通保険約款·特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結·保険料の領収·保険料領収証の交付·契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp
この保険に関するお問合せは右記取扱代理店または下記へ
お客様専用フリーダイヤル：0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
受付時間：平日の午前9：00～午後5：00（土日·祝日·年末年始はお休みとさせていただきます。）

取扱代理店（契約更改については申込書記載の代理店とします。）

株式会社 ダイワグループ
海外保険センター
TEL 03－5377－1381
FAX 03－3314－6094
資料請求フォームはこちら

5944061（J11C224） 3M（栄） 201109